

外国人留学生の皆さんへ

～ 留学生の日本企業への就職について ～ 「留学」から「就労」ビザへの在留資格の変更

1 求人に応募する前に

- ① 応募する会社の事業内容や、入社してからすることになる仕事内容が、学校で専攻している（した）専門科目と、関連性があるのが望ましいこととされています。大学在学中に、情報処理やビジネス関連の（国家）資格を取得しておくとい良いでしょう。
- ② 例えば、大学で、会計・情報処理などの単位を取得していれば事務総合職を理工系学科の専門を活かした営業職などへの応募しやすくなります。
特に文科系の留学生の方は、翻訳通訳・語学指導・貿易・海外業務・デザイン・商品開発などの仕事につく場合は、十分な日本語能力が求められます。
- ③ 母国の大学で勉強した専攻科目に関係がある仕事も、認められます。
（日本の大学に行かずに、母国から、直接日本の大学院に入学された方等）

2 在留資格変更の手続きについて（『留学』→『就労ビザ』へ）

- ① 日本企業への採用内定をもらった場合は、在留資格を『留学』から『就労ビザ』へ変更する手続きが必要となります。まずは「在留資格変更許可申請書」を、住所を管轄する入国管理局へ提出してください。4月入社なら、前年の12月から申請を行うことができますので、早めに、書類の準備をし、申請をしておき、卒業式前に許可を受けておいてください。
- ② 卒業（修了）見込証明書と成績証明書は早めに取り寄せて、申請の時に提出し、卒業証明書は、卒業式の後、入管に提出します。
- ③ 申請が不許可になった場合は、「帰国準備のための特定活動」の在留資格に変更され、入管が指定する在留期限までに母国へ帰国することになります。

3 卒業までに就職先が決まらなかった場合には

- ① 仕事が決まらないまま大学を卒業した場合、就職活動を行うことができないのが原則ですが、在留資格を『留学』から『特定活動』に変更すれば例外的に認められます。（在留期間6ヶ月、更新1回限り、最長1年間の滞在が可能）この在留資格の変更には、在学中の「就職活動をした実績」と「学校の推薦書」が必要とされています。
- ② その間は、留学生の時と同様に、入管に申請をすれば、週28時間以内の資格外活動（アルバイト）の許可が受けられます。
- ③ 大学卒業後、起業する場合には、最大180日間の『短期滞在』への在留資格変更が認められる場合があります。そのためには、『投資・経営』（2015年4月より『経営・管理』に名称変更）の在留資格への変更許可が見込まれる必要があります。実際に500万円以上の資金を調達し、会社を設立し、事務所・店舗等を確保しなければなりません。
- ④ 母国に帰国後、日本企業に就職が決まった場合は、その企業を通じて認定証明書を取得して入国することになります。

4 専門学校生の方へ

- ① 日本の専修学校の専門課程（2年間）を修了し、「専門士」を取得した方は、その習得内容が就職先の職務内容と関連性がある場合に限り、該当する在留資格（『技術・人文知識・国際業務』、『教育』、特定情報処理活動に係る『特定活動』）への変更が許可されます。
- ② 日本の国家資格を取得しても、入国管理局の就労許可がもらえない在留資格がありますので、入学時に確認しておいてください。（理美容、鍼灸・マッサージ、社会福祉士など）
●介護福祉士は許可の方向で検討されています。

留学生からの入管相談は無料、いつでも専門の行政書士が対応しています。

企業・大学・専門学校での説明（会）も無料でいきますのでご相談ください。

■お問い合わせ先：NPO法人メンターネット 〒703-8256 岡山市中区浜604-3 トラストビル B10原尾島オフィスB-7
フリーコール電話：0800-919-2794（クイックツナグエヨ） TEL:086-272-9839 FAX:086-272-9840
URL: <http://mentor.or.jp/> E-mail: visa@mentor.or.jp
相談 SoftBank:080-3475-3236 (作成:NPO法人メンターネット)